

年次有給休暇の計画的付与に関する協定

株式会社 と株式会社 労働組合とは、就業規則第 条に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、以下のとおり協定する。

第1条（年次有給休暇の計画的付与）

当社の従業員が保有する平成 年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、5日を超える部分については6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その保有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。

2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。

前期... 4月～9月の間で3日間

後期... 10月～翌年3月の間で3日間

3 各個人別の年休付与計画表は、各回の休暇対象期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員へ通知する。

4 各従業員は、年休付与計画の希望日を所定の様式により、各休暇対象期間の始まる1ヶ月前までに、上長に提出しなければならない。

5 上長は前項の申請を受け、各従業員の休暇日を調整し決定する。

第2条（本制度対象外の従業員の範囲）

以下の従業員に対しては、この協定の対象としない。

長期欠勤、退職および休業中の者

産前産後休暇中の者

育児休業・介護休業中の者

パートタイマーおよびアルバイト

その他対象外とすることが適当と認められる者

第3条（協議事項）

本協定に基づく年次有給休暇の計画的付与を実施するにあたり、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働組合で対応を協議し、決定する。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長

株式会社
執行委員長

労働組合

印

印